

平成 23 年 12 月 27 日

関係者のみなさまへ

株式会社 西日本住宅評価センター

## ■ 建築物等の確認検査業務に関する業務停止命令および監督命令処分について

弊社は、確認済証の交付日から 15 年間の保存義務がある確認検査の業務に関する書類について、平成 14 年 6 月 20 日から平成 15 年 4 月 16 日までのものを一部誤廃棄したことを理由として、平成 23 年 12 月 12 日国土交通省から建築基準法第 77 条の 35 第 2 項の規定による確認検査の業務停止命令および建築基準法第 77 条の 30 第 1 項の規定による確認検査の業務に関する監督命令の処分を受けることとなりました。

### 【処分内容】

#### (1) 業務停止命令

業務停止期間中に行えない行為

- ①確認検査（確認、中間検査、完了検査）に係る契約を新たに締結する行為
- ②既に締結した契約の変更により確認検査の業務を追加する行為
- ③業務の停止期間満了後にこれらの行為を実施するための見積り、交渉等の行為

業務停止期間：平成 24 年 1 月 6 日（金）～平成 24 年 2 月 5 日（日）（1 ヶ月間）

#### (2) 監督命令

- ①法令遵守を社内に徹底する為の業務改善計画書を提出すること
- ②1 年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること
- ③今後 1 年間当該計画の実施状況について、監視委員会等の審議を経て四半期ごとに国土交通省に報告すること

弊社といたしましては大変厳しい処分内容であり真摯に受け止めております。

ご関係の皆様におかれましては大変なご迷惑、ご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。なお、今回の場合は紛失ではなく焼却廃棄しておりますので、個人情報漏洩リスクは一切ございません。

この上は社員全員一丸となって再発防止ならびに信頼回復に取り組んでまいりますので、何卒引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

## ■ 今回の誤廃棄物件の建築地（平成 14 年 6 月 20 日～平成 15 年 4 月 16 日の間に確認済証を交付した物件のうち、今回誤廃棄した物件の建築地）

大阪府：府下全域の市町村

兵庫県：神戸市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市

奈良県：生駒郡三郷町

## ■ 処分期間中の業務について

処分期間中に禁止されている業務、通常どおり行っている業務は下表のとおりです。

禁止されている業務	通常どおり行っている業務
①確認検査（確認、中間検査、完了検査）に係る新たな契約の締結 ②既に締結した契約の変更により追加する確認検査業務 ③業務の停止期間満了後に上記①②の業務を実施するための見積り、交渉等  ※計画変更についてのご注意 業務停止期間以前（平成24年1月5日まで）に確認交付済みの物件でも業務停止期間中に計画変更が必要となった場合、期間中は当社では計画変更申請を引受する事が出来ませんのでご注意ください。	①業務停止期間以前(平成24年1月5日まで)に引き受けた確認検査業務 ②住宅性能評価業務 ③長期優良住宅の技術的審査 ④住宅瑕疵担保保険募集・審査 ⑤エコポイント対象住宅証明書発行 ⑥その他左記に記載以外の業務

### <フラット35 適合証明業務について（平成23年12月27日追記）>

弊社は独立行政法人住宅金融支援機構より12月22日付で、適合証明業務に係る下記の措置を受けております。

措置内容：設計検査又は現場検査に係る契約を新たに締結する行為の禁止（国土交通大臣からの命令に基づき、業務停止期間中に行えない行為の対象となる建築物に係るものに限る）。ただし、業務停止期間前に弊社において住宅性能評価に関する契約を締結している住宅の現場検査に係る契約については、この限りではない。

期間：平成24年1月6日（金）～平成24年2月5日（日）

☞ 詳しくは弊社ホームページの新着情報一覧 2011/12/27「[フラット35 適合証明についての重要なお知らせ](#)」の内容をご覧ください。

## ■ お問い合わせ先

株式会社 西日本住宅評価センター フリーダイヤル

0120-30-2410

(受付時間：土日祝日を除く 9:30～18:00)